

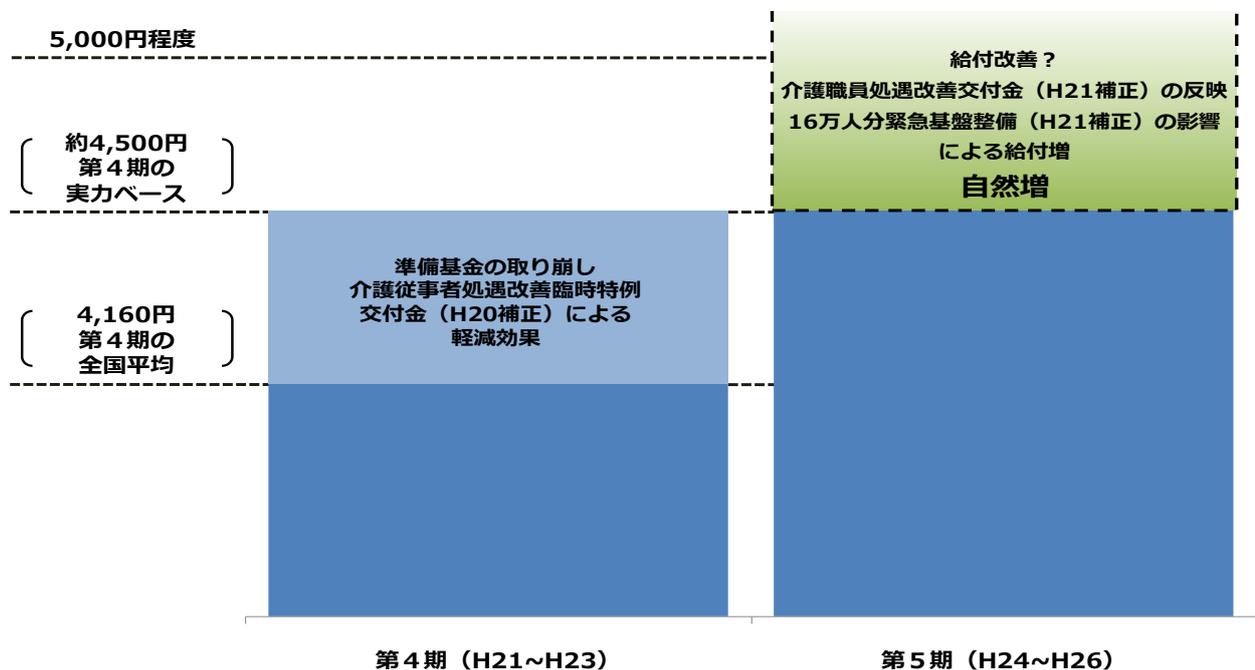
I 地域包括ケアを念頭においた第5期介護保険事業（支援）計画の策定について

1. 第5期介護保険事業（支援）計画の策定に当たっての留意点について

- 第5期介護保険事業（支援）計画（以下「第5期計画」という。）の作成については、今後、国が示す基本指針等を踏まえ、各市町村・都道府県において、高齢者の実態把握や給付分析等の準備作業から、平成23年度末頃の決定・公表に至るまでの間、様々な作業を進めていただくこととなる。
- 第5期計画の策定に当たっては、まず、
 - ① 介護従事者処遇改善臨時特例交付金による第4期保険料の軽減効果、
 - ② 介護給付費準備基金の取崩しによる第4期保険料の軽減効果、
 - ③ 第4期から第5期までの自然増等の各種要因を勘案し、より精緻な事業量等の見込みを行っていただきたい。

（参考）

第5期の介護保険料



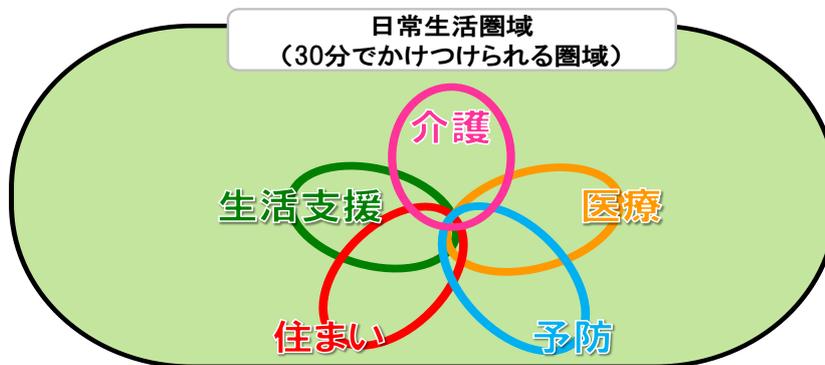
2. 地域包括ケア（地域における介護・医療・福祉の一体的提供）の推進について

（第5期計画の充実強化）

- 第3期計画以降は、
 - ①急速な高齢化の進展（特に、独居高齢者、認知症の高齢者の増加等）、
 - ②高齢者像と地域特性の多様化等、高齢者の保健医療福祉を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づき、取り組んでいただいているところであり、引き続き、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられる第5期計画の取組に当たっては、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて継続的に取り組むことが必要である。

- この「地域包括ケア」とは、高齢者の生活を地域で支えるために、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、まず高齢者のニーズに応じ、①住宅が提供されることを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、②独居や夫婦二人暮らしの高齢者世帯、或いは認知症の方がいる世帯に対する緊急通報システム、見回り、配食等の介護保険の給付対象でないサービス、③介護保険サービス、④介護予防サービス、⑤在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な医療保険サービスの5つを一体化して提供していくという考え方である。

地域包括ケアシステムについて



【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

①医療との連携強化

・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。

②介護サービスの充実強化

・特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）
・24時間対応の在宅サービスの強化

③予防の推進

・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

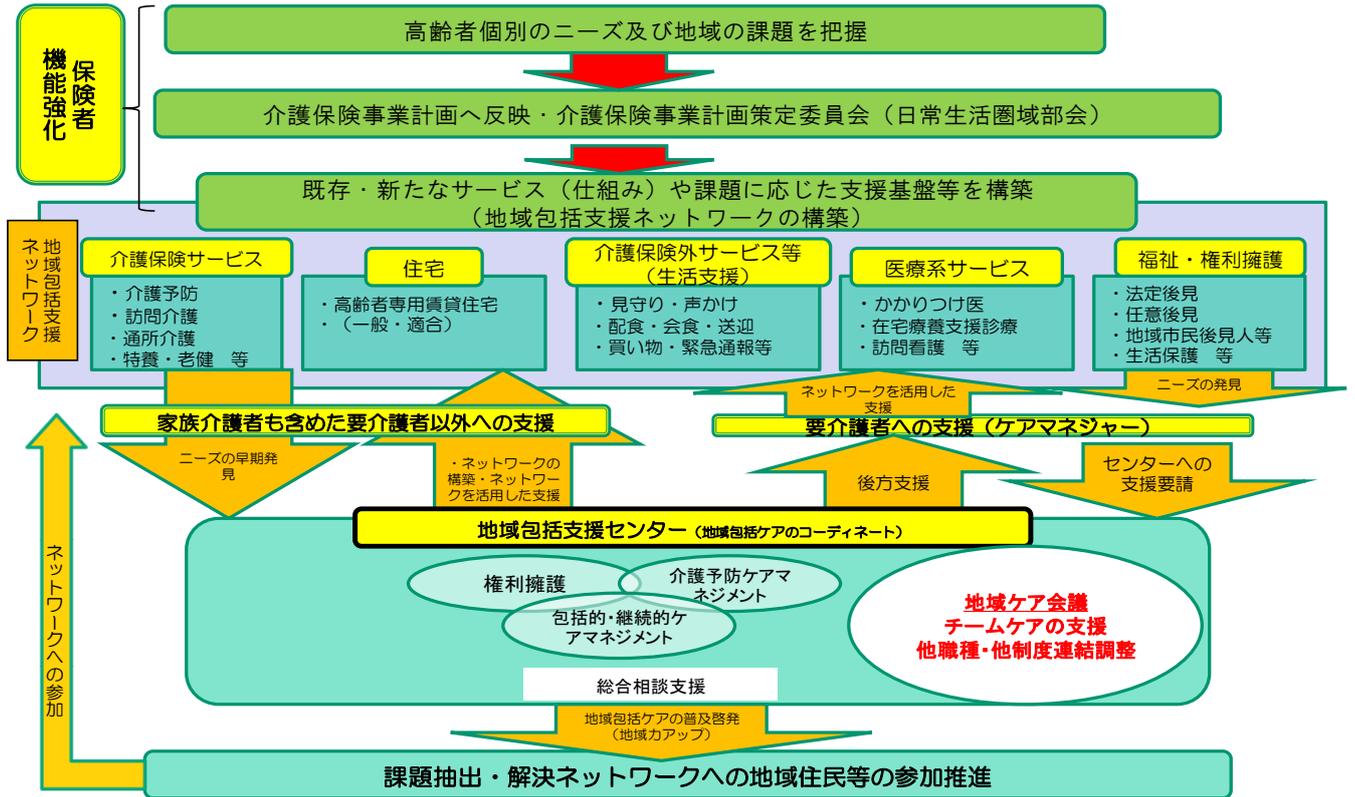
④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進。

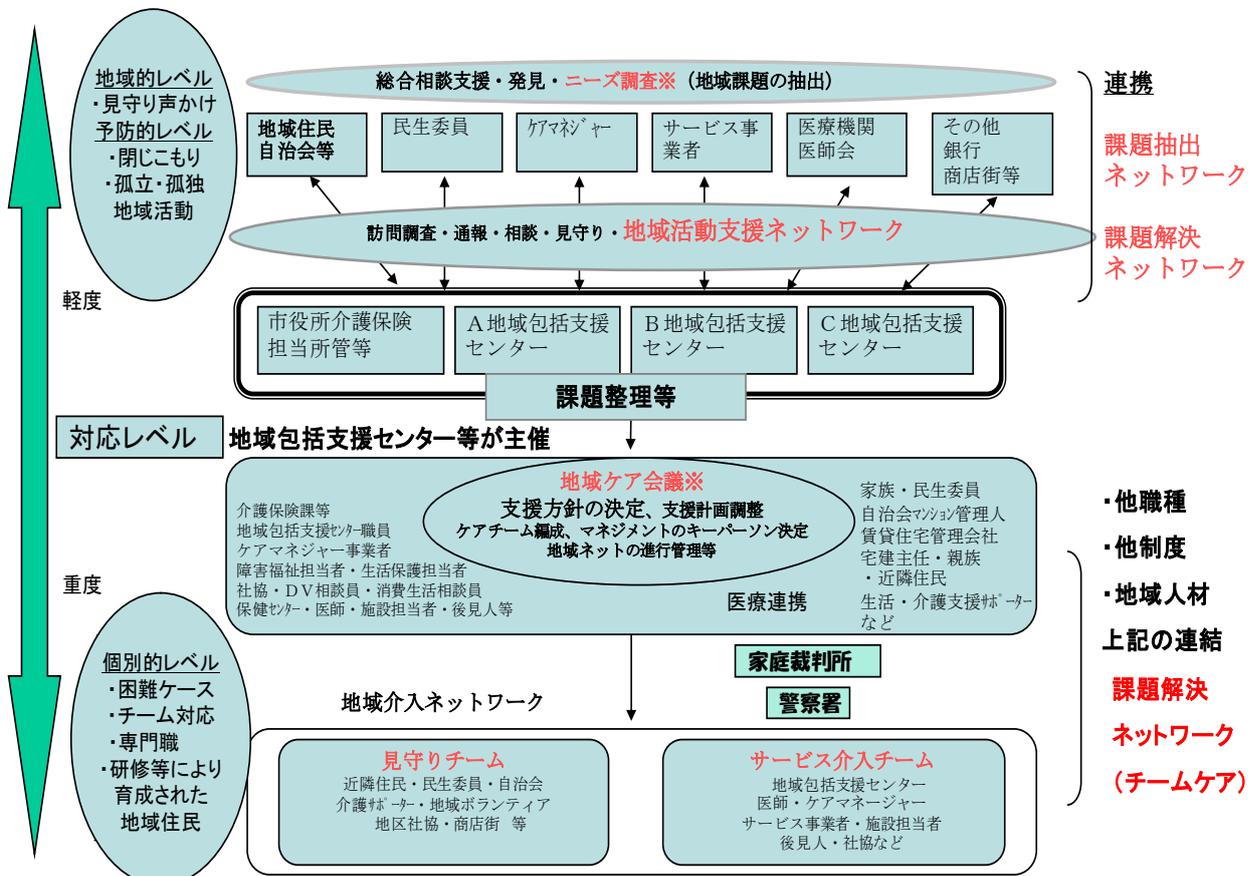
⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備（国交省）

・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備、持ち家のバリアフリー化の推進

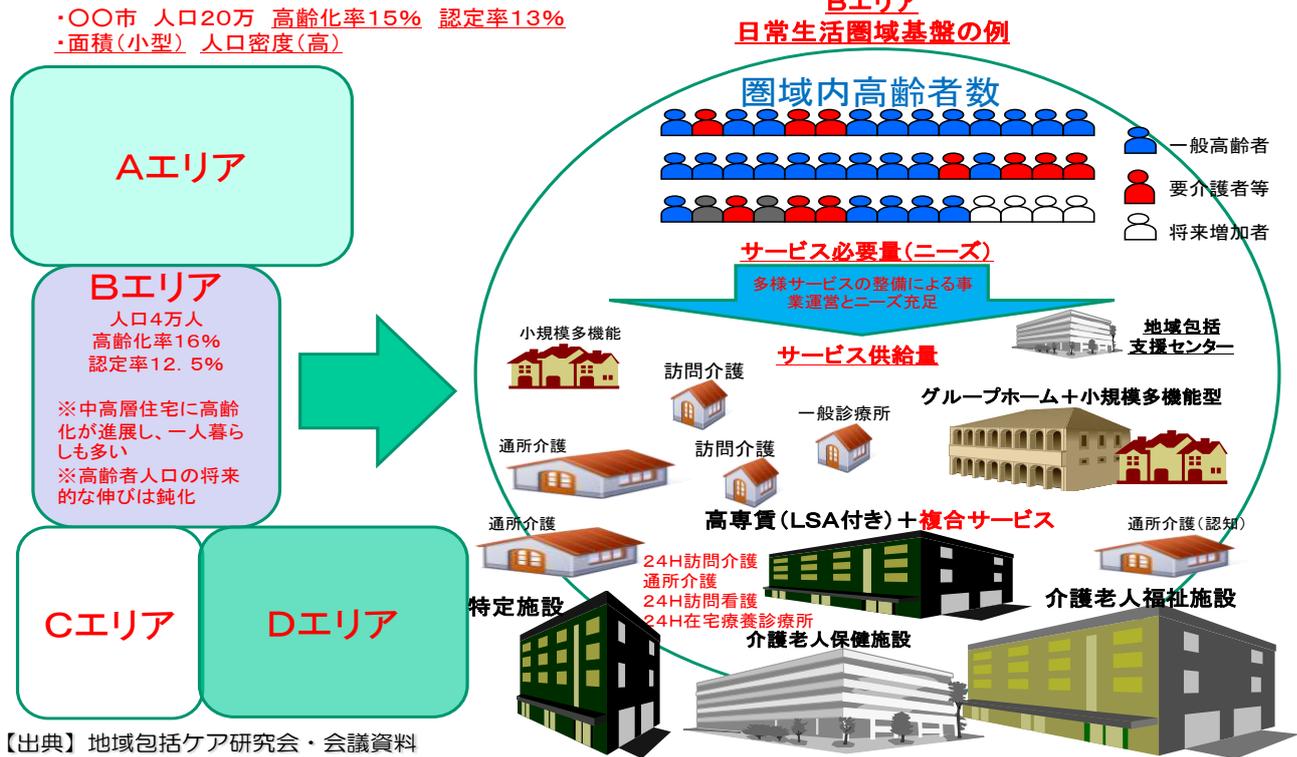
地域包括ケアシステムの構築



地域包括ケアの連携フローについて



〈参考〉日常生活圏域サービス基盤のイメージ（都市部の例）



3. よりの確に地域生活の課題等を把握する手法（日常生活圏域ニーズ調査）の積極的な実施について

- この「地域包括ケア」推進の前提として、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握、具体的には、
 - ①どこに、
 - ②どのような支援を必要としている高齢者が、
 - ③どの程度生活しておられるのか、
 等をよりの確に把握することが重要である。

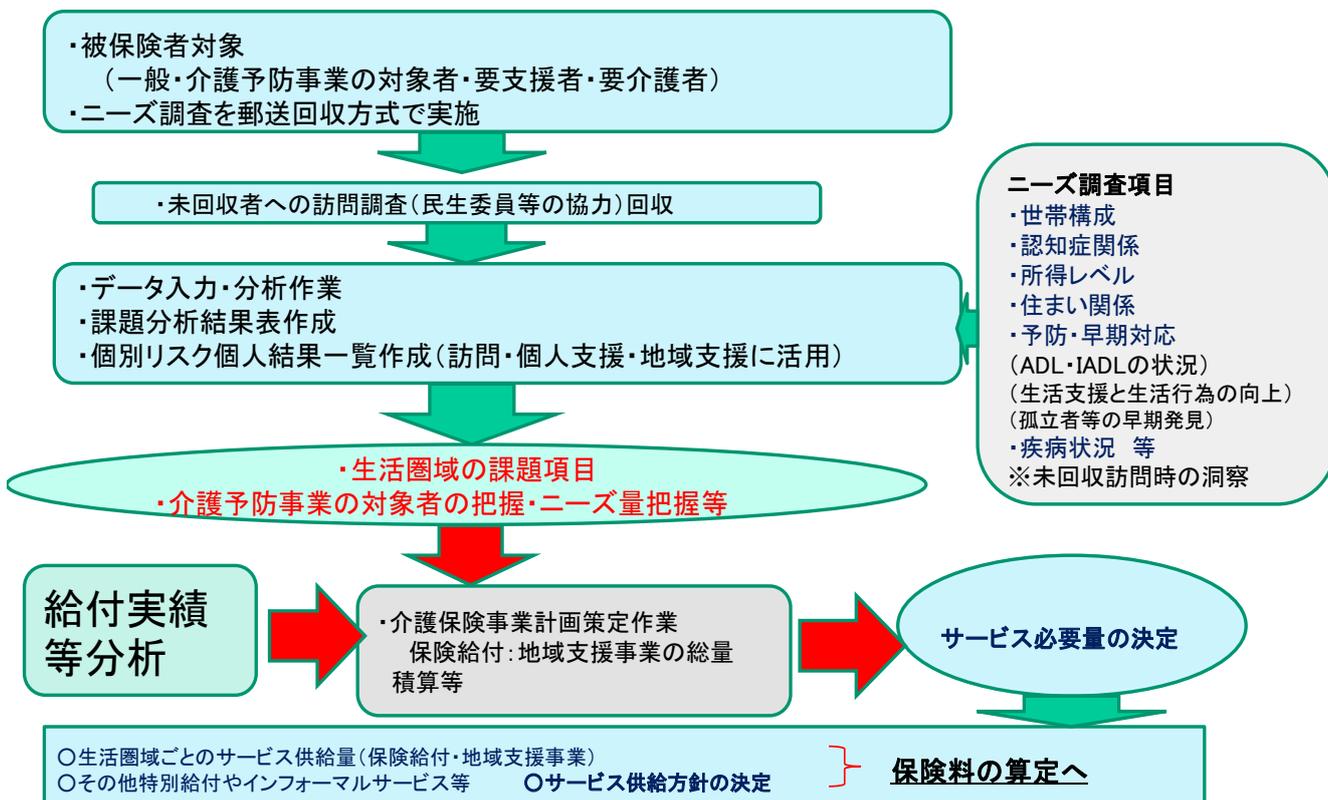
- このようなことから、本年1月15日の全国厚生労働関係部局長会議及び本年3月5日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等でお示したとおり、国としても、第5期計画等を策定するに当たり、介護サービス等提供量見込みの算出に伴う地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するための手法（以下「日常生活圏域ニーズ調査」という。）について57の保険者でモデル事業を実施・検討したところである（別添参考資料1を参照）。

- 今般、このモデル事業の実施結果等を踏まえ、日常生活圏域ニーズ調査の成案を示すものである（別添参考資料2、3を参照）。

- 日常生活圏域ニーズ調査は、あくまで任意のものと考えているが、各地方自治体におかれては、第5期計画の策定に当たって、この調査を積極的に活用していただき、地域の課題や高齢者のニーズ等をよりの確に把握していただきたい。

- 当該調査は、管内の全ての圏域の悉皆調査ではなく、選定した一部の圏域における抽出による調査でも差し支えなく、各市町村の実情に応じ、可能な範囲で取り組んでいただきたい。
- 各自治体におかれては、従来より、高齢者の利用意向調査などの調査を実施していただいているところであるが、日常生活圏域ニーズ調査で示す調査項目にこれまで実施してきた調査の項目を適宜追加する、若しくは一部組み替える等、地域の実情に応じた工夫を行っていただいても差し支えないものと考えている。高齢者やその家族の主観的な利用意向だけでなく、より客観的な高齢者のニーズを把握する手法として、日常生活圏域ニーズ調査を活用していただきたい。
- 日常生活圏域ニーズ調査については、平成21年度に先行実施した自治体の実績からも、軽度認知症、虚弱、閉じこもり等の傾向の見られる高齢者が、どこに、どの程度生活しておられるのかが把握でき、地域ごとの高齢者の課題が鮮明になり、各課題に即した的確な対応手法を計画ベースで検討できるようになったといった評価をいただいていることから、高齢者のニーズをよりの確に把握する有効な手法として、是非、日常生活圏域ニーズ調査を実施していただきたい。
- なお、日常生活圏域ニーズ調査やそれを踏まえた基本的な地域の課題の把握は、次頁以降の実施方法等に基づき実施・把握することができるが、日常生活圏域ニーズ調査で明らかになった課題のより詳細な見せ方や分析方法等は、今後、策定予定の介護保険事業計画策定のためのテキストの中で年度内を目途に情報提供を行う予定。

日常生活圏域ニーズ調査による計画策定フロー（ごく粗いイメージ）



※上記は典型的なものであり、どこまで実施するかは個別保険者の判断による。

日常生活圏域ニーズ調査の実施方法について①

①調査票の作成(準備)

- 厚生労働省で示す調査項目に、これまで実施してきた各自治体の実態調査の項目等を適宜追加する、若しくは一部組み替える等、地域の実情に応じた調査項目の工夫を行っていただいて差し支えありません。
- なお、調査票は、調査結果を集計・解析することで、例えば、この地域は一人暮らしで且つ認知症の方が多いので認知症高齢者グループホームが最低1カ所は必要といった、地域の課題の内容及び量的な状況を明らかにし、計画に反映できるような質問項目を設定することが重要です。

②調査票の発送・回収

〈実施地域〉

- 市町村が設定している日常生活圏域の中から選定した圏域を実施地域とします。
- なお、全圏域の悉皆調査ではなく、選定した一部の圏域における抽出による調査でも差し支えありません。

〈調査対象者〉

- 65歳以上で、要支援・要介護認定を受けていない方および要支援・要介護者の全数または一部(無作為抽出)を対象とします。なお、要支援・要介護者については、①要介護2までの人数が多いこと、②要介護3以上は給付分析等により一定の予測が可能なこと等の理由により、要介護2までの方を選定することも考えられます。

日常生活圏域ニーズ調査の実施方法について②

〈調査票の配布・回収方法〉

- 調査対象者への郵送・返信方式による調査票の配布・回収(参考:平成21年度に先行的に実施したモデル事業の実施結果では、調査の実施期間は1カ月程度であった。)により行います(直接、民生委員や職員等が持参する方法も有り。)
- 期日迄に回答がなされない高齢者については、実情に応じて各地区の民生委員等の協力を得て訪問調査(未回収者へは訪問予定通知の配布等を実施)により調査票を回収します。到着後、調査票以外の物(手紙等)が同封されていないかも確認します。
- 調査票の回収率が低いと、その日常生活圏域の実態把握が十分に行えないため、回収率を高めることが重要です。そのためには、広報誌などによる事前の周知や上記のように民生委員等が訪問回収(督促)を行うことが有効です。民生委員やその他の地域の人材の協力を仰ぐことは、課題を住民と共有して、地域づくりを強化することにつながり、また訪問することで未回答者の実態(そこに住んでいない、入院している等)の把握にもつながります。民生委員等の協力を得ることが困難な場合には、未回答者に督促ハガキを出すなどの回収率向上策を行うことが重要です。この民生委員等の協力を得る際には、事前に調査の趣旨等を十分に説明しておく必要があります。平成21年度モデル事業の3保険者では、いずれも回収率が9割を超えています。

日常生活圏域ニーズ調査の実施方法について③

③調査結果の集計・分析

- 生活機能低下者割合、閉じこもりの状況、転倒のおそれ、低栄養状態の傾向、その他のニーズ等の集計・分析を行うことにより、調査実施地域の現状・課題と必要な施策等の検討事項を明らかにすることができます。同時に、それが介護保険事業計画策定の基礎資料となります。

④調査結果の個人返却

- 本調査により把握した結果について、平成21年度のモデル事業においては、調査に回答していただいた方について、個別の調査結果に基づき個人結果アドバイス表を作成し、各人に個別返送したり、一部では、結果説明会を開催し、参加者に対してはその場で返却する等により、高齢者の今後の生活の指針のひとつとして活用を図っていただいております。このように、調査結果の個人返却は個人が自身の生活習慣を振り返り、健康への意識を高めるきっかけとなる等、個人にとってのメリットであり、回収率を高めるためのインセンティブとなるものです。

日常生活圏域ニーズ調査の実施方法について④

⑤事業の費用・効果

- 平成21年度に先行したモデル事業の実績によれば、日常生活圏域ニーズ調査費用を算定すると、調査対象1,000人・回収率95%とした場合、1人当たりの調査費用は1,900円前後（個人結果の生活アドバイス票の作成や、生活支援ソフト（仮称）の作成等（付加分）の経費を含む。）と見込まれました。
- 日常生活圏域ニーズ調査の実施効果としては、「①日常生活圏域の課題の明確化」「②介護保険事業計画の客観的基礎データの整備」「③個人への生活アドバイス表の送付による健康への意識を高める効果」、さらには④介護予防事業の対象者の同時把握等があります。
- そのほか、得られたデータをデータベース化することにより、計画策定のためのツールにとどまらない、例えば、地域包括支援センター等による訪問の優先度の高い人のリストを作成したり、介護予防事業の対象者に対する施策の誘いかけ対象者リストを作成したりすることも可能です。ニーズ調査データを2次活用することにより、地域支援事業で展開される介護予防事業や総合相談支援事業の高齢者実態把握の基礎データが準備されるものとなります。

日常生活圏域ニーズ調査実施の主なメリットについて（例①）

①日常生活圏域の課題の明確化

- これまでの介護保険事業計画の策定に当たっては、主に「どのようなサービスが利用したいかを、高齢者自身に尋ねる調査」が中心となっていました。しかし、そのような調査では、地域の課題やその地域に居住する高齢者の利用意向のみにとどまらない真のニーズを的確に把握することは難しい面があります。
- 有効な介護保険事業計画を立てるためには、まず地域のニーズを客観的に把握する必要があります。「日常生活圏域ニーズ調査」は、日常生活圏域ごとに高齢者の要介護リスク等の指標を把握・集計することにより、日常生活圏域ごとに必要なサービスの種類・量を見込み、居宅介護・施設介護・地域密着型介護サービス等の基盤整備や地域支援事業・市町村特別給付・保健福祉事業等の構築をどのように進めていくかを政策決定するために行います。したがって、ここでいうニーズとは、高齢者の利用意向の有無を問わず、リスクの裏返しとしての潜在的なニーズも含めた、より広い意味でのニーズを意味します。

日常生活圏域ニーズ調査実施の主なメリットについて（例②）

②介護保険事業計画の客観的基礎データの整備

- 日常生活圏域ニーズ調査により、例えば、認知症の方が多い地域や閉じこもりの傾向の見られる方が多い地域が明らかになり、認知症デイサービスやグループホーム等の必要量、閉じこもり等の課題に対応した介護予防訪問介護の必要量、介護保険サービス以外の配食や送迎サービスの必要性などが明らかになります。
- 地域のニーズを推測による定性的なものではなく、数量的に把握し、根拠をもってある程度客観的にサービスの整備や事業メニューの構築等を行うことにより、限られた財政のなかで無駄のない介護保険事業を実施することが可能になるとともに、合理的な人員配置や予算配分も可能になるものと考えます。

③個人への生活アドバイス表の送付による健康への意識を高める効果

- 平成21年度に先行実施した日常生活圏域ニーズ調査モデル事業では、回答された個人ごとにアドバイスを掲載した個人結果表を作成して返送することで、個人が自身の生活習慣を振り返り健康への意識を高めるきっかけとなりました。個人結果表を返送する際に各個人の状態に適した介護予防教室の案内を同封するといった工夫も考えられます。

④介護予防事業の対象者の同時把握

- 日常生活圏域ニーズ調査は、介護予防事業の対象者を把握する基本チェックリストの項目も包含しているため、計画策定のための地域の課題等の把握とあわせて、介護予防事業の対象者の把握も同時に行うことができます。また、本調査の調査対象となった方については、地域での高齢者実態把握で最も重要な課題である、閉じこもり、うつ、孤立・孤独や一人暮らしの認知症高齢者等の早期発見・対応についても可能となります。